

卸団地内で営業する事業所・店舗の皆様へ



卸団地で使えるプレミアム付商品券を
総額 2,300 万円分発行！

プレミアム率

55%

創立 55周年記念

沼津卸団地

プレミアム付商品券



取扱事業所・店舗募集

登録料・換金手数料等の費用負担は一切ありません！
多くの事業所様のご登録をお待ちしております

取扱店の登録

- 対象・・・卸団地内で営業する事業所・店舗
- 登録方法・・・登録申込書を組合事務局へ提出
- 換金方法・・・使用済み商品券と換金請求書を併せ、
組合事務局へ提出
10日締め・当月 25日に指定口座へ振込
- 換金期間・・・10/1～2/28

商品券の概要

- 発行団体・・・協同組合沼津卸商社センター
- 名称・・・沼津卸団地プレミアム付商品券
※卸団地内取扱登録店のみで利用可能
- 販売対象・・・卸団地で働く全ての従業員様
※1名/1冊 約 1,500名分
- 販売金額・・・15,500円分を 10,000円で販売
- 利用期間・・・10/1～1/31
※申込・販売は 9月頃を予定

登録申込は、

8月9日 15時まで

登録方法等詳細は中面をご確認ください

発行：協同組合沼津卸商社センター 組合事務局

取扱事業所向け 商品券要領

1. 目的

物価高騰、円安等経済面において様々な影響を受ける組合員、また卸団地で働く従業員へ向けた還元をテーマに前年度55周年記念プレ事業として実施した「沼津卸団地プレミアム付商品券」を本年も記念事業の位置づけとして再度実施する。

2. 商品券の概要

発行団体	協同組合 沼津卸商社センター
商品券の名称	沼津卸団地プレミアム付商品券
発行部数	1,500冊 ※卸団地内で働く従業員に対し、1冊/1人を販売
発行総額	23,250,000円
商品券の価格	販売額：10,000円（プレミアム率55%） 発行額：15,500円（500円券×11枚 + 1,000円券×10枚 計21綴り）
販売場所	卸団地組合事務局
利用期間	令和6年10月1日（火）～ 令和7年1月31日（金）
対象事業者	卸団地内営業の事業所・店舗
登録条件	卸団地内に事業所・店舗があること 本要領を遵守すること
登録料	無料（費用負担は一切ありません）
登録方法	別紙申込書に記入の上、組合事務局へ提出（FAX不可）
登録期限	令和6年8月9日（金）15時まで
換金方法	換金請求書に記入の上、使用済商品券と合わせて組合事務局に提出 後日、指定口座にお振込（10日締め・当月25日振込）
換金期間	令和6年10月1日（火）～ 令和7年2月28日（金）
告知方法	・取扱店名を記載した案内を組合員に向け配布 ・組合ホームページに取扱店一覧を掲載

3. 商品券の取扱いについて

登録店舗（事業所）（以下、「取扱店」という）は、商品券を持参した消費者に対し、利用期間内に限り額面記載に相当する物品の販売及びサービスを行う。

- (1) 利用期限（令和7年1月31日）を過ぎた商品券は利用出来ない。
- (2) 商品券での販売において、釣銭は出さない。
- (3) 商品券の返金、換金、譲渡、転売することは出来ない。
- (4) 一度に利用できる商品券の上限は15,500円とする。（一人当たりの最大販売額）
- (5) 購入した商品券は、営利目的で使用することは出来ない。
- (6) 商品券の盗難、紛失、その他事故に対する補償は出来ない。
- (7) 本商品券は、次に掲げるものには利用出来ない。
 - ①不動産や金融商品等の購入
 - ②たばこの購入
 - ③金券、切手、官製はがき、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入や電子マネーのチャージ
 - ④地代、家賃、投資、出資、債務返済、保険料、定期券購入、宝くじの購入等、一般的な「消費」とは認められないもの
 - ⑤医療保険や介護保険等が適用されるサービス及び商品（処方箋が必要な医薬品を含む）
 - ⑥宅配業者による代金引換、現金書留による商品券の收受、収納代行等、特定事業者以外の事業者への支払が実質的に可能となるもの
 - ⑦事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等の購入、事業者間取引
 - ⑧組合にて販売する優待チケット、組合主催事業への参加費、駐車場利用料等その他組合事業にかかわるもの
 - ⑨事業の趣旨を鑑み、組合が不適切と認めるもの

4. 商品券の換金について

- (1) 換金窓口：協同組合 沼津卸商社センター（組合事務局）
- (2) 換金期間：令和6年10月1日（火）～ 令和7年2月28日（金）
受付時間 平日9：00～16：30
※換金期間を過ぎた場合、商品券の換金は出来ません。
- (3) 換金方法：登録時にお渡しする「換金請求書」に記入し「使用済商品券」と合わせて組合事務局へ提出
※使用済商品券は台紙から切離し、裏面に事業者名、または取扱店名を必ず記入（ゴム印可）してください。記入がない場合、換金は出来ません。
- (4) 換金代金：商品券取扱店登録申込書に指定された指定口座へ振込
- (5) 振込日：毎月25日（10日締/当月25日払）
※10,000円までに限り、窓口での現金精算を受付けます。
- (6) 手数料：振込手数料は組合事務局負担とし、取扱店の負担はないものとする

5. 遵守事項

取扱店は以下の事項を遵守しなければならない。

- (1) 事業期間中に取扱店を脱退しないこと。
- (2) 通常の注意をもってすれば偽造されたものと判断できる商品券、或いは不正に利用されたことが明らかな商品券の受け取りを拒否すること。なお、この場合において、その事実を事務局に速やかに報告すること。
- (3) 商品券の軽微な破損はそのまま取り扱いとするが、商品券の取扱番号・商品券の2/3以上に欠損があった場合、受け取りを拒否すること。
- (4) 自ら購入した商品券を自店舗で使用されたかのように偽り換金する行為等の不正行為をしないこと。
- (5) 受け取った商品券は、再流通防止のため、商品券の裏面に取扱店名を記入（ゴム印可）すること。
- (6) 商品券による売上管理、取扱管理は各自行うこと。
- (7) 本事業の趣旨に反する行為は行わないこと。

6. その他留意事項

- (1) 取扱店が本要領に違反、または不正行為等が発覚した場合、換金後であっても返金を求める場合がございます。
- (2) 申込時に提出された個人情報については、本事業以外での使用・又は第三者に対して提供は行いません。但し、告知に際し、店舗名（事業所名）・連絡先電話番号・取扱商品については、各告知物に掲載させていただきます。
- (3) 本要領に記載されていない事項、定めのない事項に関しては組合事務局にて確認の上、当組合の理事会にて決定いたします。

卸団地内従業員1,500名に向け自社商品のPRを! 普段小売対応をしていない事業所様も参加してみませんか?

Point! 普段は業者向けの販売で、期間中全ての小売対応は難しい・・・

限られた日時で、限られた商品のみを小売りいただく場合でも取扱店登録可能!

Point! 小売のキャンペーンを日時限定で実施したいけど個人宛周知に不安が・・・

チラシ配布・LINE配信・HP掲載等様々な媒体を通して組合から情報発信!
季節もの期間限定セール・在庫処分限定販売等、キャンペーン周知をバックアップ

WEBへは何度も掲載情報更新が出来るため、
最新情報や期間を限った情報発信が可能



掲載情報例



ガソリンスタンド・カーメンテ カーケアセンター

組合員様限定値引き実施中!
フルサービスで寄り添うスタンドです。

📍 卸団地00番地 📞 055 - XXX - XXX
🕒 8:00~19:00 (日曜定休)



掲載情報例



業務用食品 (株)XXXX

〇月XX日~1週間限定&個数限定販売!
お得な歳暮商品販売キャンペーン実施!

📍 卸団地00番地 📞 055 - XXX - XXX
🕒 8:30~17:00 (土日曜定休)



各社作成したキャンペーン告知チラシ等も
組合より代理発信可能です!

—登録申込サポート 問い合わせ—

(協)沼津卸商社センター 組合事務局 平日 9:00~17:00 受付

📞 055-971-6500 📧 info-oc@numazu-oc.or.jp